

看護師の特定行為に係る指定研修機関等を 対象とした施設整備事業について(概要)

1 目的

保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）に基づき特定行為研修を行う指定研修機関（1 又は 2 以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う学校、病院その他の者であって、厚生労働大臣が指定する者）（以下「指定研修機関」という。）の設置準備や運営に係る施設整備を支援することにより、指定研修機関の確保及び特定行為研修を修了した看護師の計画的な養成を図ることを目的とする。

2 事業内容

看護師の特定行為研修の実施に必要なカンファレンスルームの施設整備や e ラーニングを設置するための施設整備、研修受講者用の自習室の施設整備等に必要な経費の一部を補助する。

3 交付対象

都内に所在する指定研修機関の指定を受けることができる者（ただし、指定研修機関の指定に係る審査を受けている者に限る。）及び受けた者のうち、次の者とする。ただし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人を除く。

- （1）医療法人
- （2）社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）
- （3）学校法人及び準学校法人
- （4）一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
- （5）健康保険組合及び健康保険組合連合会
- （6）国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- （7）独立行政法人
- （8）公的団体（日本赤十字社及び全国厚生農業協同組合連合会）
- （9）国立大学法人

4 交付対象経費

特定行為研修の実施に必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費。ただし、次の費用は除く。

- （1）土地の取得又は整地に要する費用
- （2）門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- （3）設計その他工事に伴う事務に要する費用
- （4）既存建物の買収に要する費用
- （5）その他整備費として適当と認められない費用

5 補助金額

- (1) 「基準額」と「補助対象経費の実支出額」とを比較して、少ない方の額を選定する。

【基準額の算出方法】

$$\text{基準面積 (80 m}^2\text{まで)} \times \text{基準単価} \left(\begin{array}{ll} \text{鉄筋コンクリート} & : 208,200 \text{ 円} \\ \text{ブロック} & : 180,900 \text{ 円} \\ \text{木造} & : 208,200 \text{ 円} \end{array} \right)$$

※基準単価は実施年度に変更となる可能性があります。

- (2) 「(1) により算定した額」と「総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額」とを比較して、少ない方の額を交付基礎額とする。
- (3) 交付基礎額に 0.5 を乗じて得た額 (1,000 円未満の端数が生じた場合は切捨てる。) を上限として、国の予算等により金額が決定される。

6 その他（注意事項等）

- (1) 最終的に補助の対象となるためには、事業計画書や財務状況等の審査を経て、都から内示を受ける必要があります。既に工事に着工している施設は、対象外です（内示前に着工した場合も補助は受けられません。）。
- (2) 工事は内示後に着工し、年度内に完了する必要があります。（令和 8 年度であれば、令和 9 年 3 月 31 日まで）年度内に完了しない場合は、補助金の全額交付はされません。
- (3) 本事業は国の事業であり、国の予算の範囲内で補助金が交付されます。そのため、他道府県を含めた全国の申請状況によっては、事業計画書等を御提出いただいても、補助金が交付されない場合があります。
- (4) 本事業に係る契約は、保健医療局医療政策部医療施設等施設・設備整備費等補助金に係る契約手続き基準（平成 17 年 4 月 1 日付 16 福保医政第 1450 号）により行うこととなるため、入札の方法による業者選定となります。
- (5) 本事業と対象経費が重複する他の補助制度を併用することはできません。
- (6) 本事業は「看護師の特定行為研修を行う指定研修機関」として指定を受けている機関又は指定研修予定機関を対象としています。

《令和 8 年度の本事業の実施について》

本事業は、国において令和 8 年度予算での事業実施が決定し、都においても令和 8 年度の事業実施を決定した場合に実施します。現段階では、令和 8 年度事業の実施は未定です。

【問合せ先】

東京都保健医療局医療政策部

医療人材課看護担当 加藤

電話番号：03-5320-4447（直通）